

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」

の一部改正について！（令和2年4月1日施行）

京都市では、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、公共の場所における客引き行為等を禁止し、客引き行為等を行わせないようにするための取組を実施しています。

しかし、一部の悪質な客引き行為者によって客引き行為等が繰り返され、市民や観光客の皆さまの通行の妨げとなるばかりか、不安や不快感を与えている状況があります。

そこで、市民や観光客の皆さまの 安心・安全 と、 おもてなしのまち京都の品格や風格 という公益を守るため、同条例の一部を改正しました。

改正した条例は、令和2年4月1日から施行されます。

条例改正の概要

1 公表の範囲の拡大

違反行為に係る店舗名のほか、本市に対する報告や本市の立入調査を拒否するなどした者の氏名等を公表することとします。

2 土地・建物の所有者・管理者等への通知

名称等を公表された店舗等に土地・建物を貸し付けている所有者や管理者に対して、公表の事実やその内容を通知することができることとします。

3 両罰規定

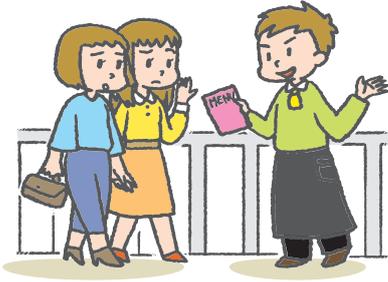
法人等に対して両罰規定を適用することとします。

！ 客引き行為等とは

道路、公園その他の公共の場所において行われる次の行為のことをいいます。

客引き行為

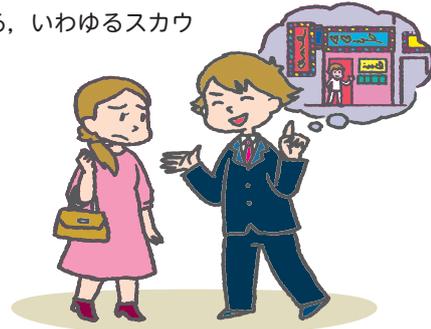
不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定して近寄り、メニューを差し出しながら「今からお食事はいかがですか」と誘う行為

勧誘行為

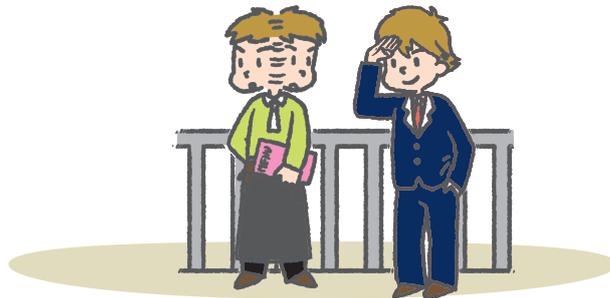
役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きませんか」と声をかける行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

改正ポイント ①

公表の範囲の拡大

改正後は、命令に違反した者が、違反行為に係る店舗等（客引き行為等により客を獲得しようとした店舗）を経営していない場合でも、その店舗等の名称や所在地などを公表することができるようになります。

また、本市に対する報告や本市の立入調査を拒否したり、虚偽の報告等をした者や店舗の名称を公表することができるようになります。

- 違反行為に係る店舗等
「居酒屋○○（店舗等の所在地）」
- 報告や立入調査を拒否した者・店舗等
「株式会社◎◎ 代表取締役☆☆（法人等の所在地）
居酒屋◇◇（店舗等の所在地）」



改正ポイント ②

土地・建物の所有者・管理者等への通知

公表された店舗等に対して土地・建物を貸し付けている所有者や管理者に、公表の事実とその内容を通知することができるようになります。



あなたが所有するビルのテナントである店舗「居酒屋〇〇」が、条例第11条の規定による命令に違反したため、その店舗の名称や所在地などが公表されました。

改正ポイント ③

両罰規定

法人等に対して両罰規定を適用します。

両罰規定とは、法人の代表者や、法人・人の代理人・使用人などの従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、違反行為をした者を罰するほか、その法人又は人についても罰する旨の規定をいいます。

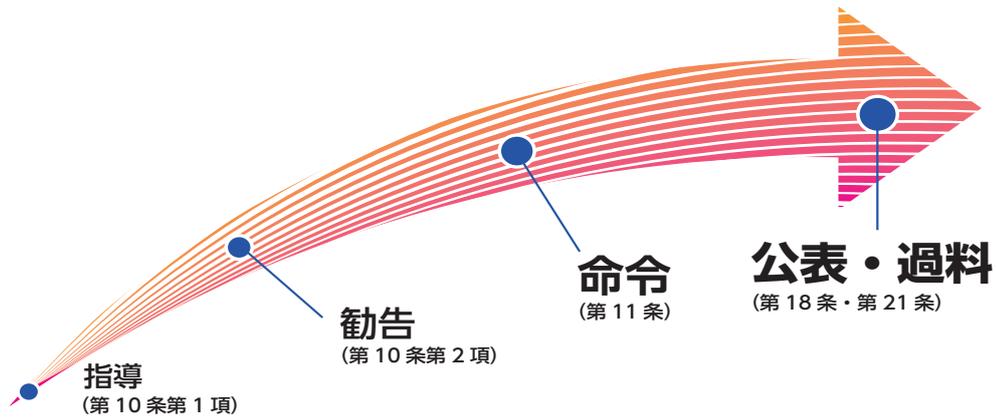
つまり、改正後は、従業員が業務として命令違反をしたときは、従業員に5万円以下の過料（※）が科せられるほか、法人等に対しても5万円以下の過料が科せられます。

**法人としての
責任が問われます！**



※ 過料とは、刑罰とは異なり、行政上の義務違反に対して科される秩序罰。

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の概要



- ◆ 客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を「客引き行為等禁止区域」として指定。
- ◆ 客引き行為等禁止区域においては、「客引き行為等」を行い、又は行わせてはならない。
- ◆ 違反者に対しては、指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、違反者の氏名、住所（法人の場合は、その名称・代表者名、事務所の所在地）、店舗名等を公表するとともに、5万円以下の過料に処す。

客引き行為禁止区域



問合せ

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

☎ 075-222-3193